

**国税庁新着情報（消費税軽減税率制度に関する Q & A、
令和元年 10 月 1 日実施のたばこ税の手持品課税）について（周知依頼）**

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下 2 点につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1. 国税庁「消費税の軽減税率制度に関する Q&A（令和元年 7 月改訂）等を掲載しました」
国税庁ホームページにおいて、消費税の軽減税率制度に関する Q&A(令和元年 7 月改訂)が掲載されました。

詳細は国税庁ホームページにございます PDF ファイルをご確認ください。

なお、本会でも、会員からの相談援助を主な業務としている審理室において、消費税の軽減税率制度に関する相談を、施行日前日まで、無料で受け付けております。

● 国税庁「Q&A」

→ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/02.htm>

2. 国税庁「令和元年 10 月 1 日実施のたばこ税の手持品課税について」

国税庁ホームページにおいて、たばこ税関係法令の改正による紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の「手持品課税」について、国税庁よりお知らせが掲載されました。

対象となるたばこ販売業者の基準等の詳細については、下記国税庁ホームページをご確認ください。

● 国税庁「令和元年 10 月 1 日実施のたばこ税の手持品課税について」

→ <https://www.nta.go.jp/information/other/data/h29/tobacco/index.htm>

令和元年 8 月 21 日
広報部長 板垣 弘一